

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ハイマックスと称し、英文では、HIMACS, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータおよびデータ通信システムに係るソフトウェアの開発、設計、製造および販売
2. 情報処理機器および周辺機器ならびにこれらのシステムの開発、販売、賃貸および保守
3. 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
4. 前各号に関連する調査、研究、教育およびコンサルティング等専門サービスの提供
5. 企業経営に関するコンサルティング業務
6. 労働者派遣事業
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 横浜市 に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にその都度これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、13 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
②取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
②当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1999年6月23日變更
2000年6月21日變更
2001年6月20日變更
2001年7月24日變更
2002年5月20日變更
2002年6月19日變更
2003年6月20日變更
2004年6月18日變更
2005年6月17日變更
2006年6月16日變更
2009年6月19日變更
2015年6月19日變更
2018年6月22日變更
2020年10月1日變更
2022年6月17日變更